

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第60号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第23条中「156.93」を「、1月平均の勤務時間（各年の4月1日から翌年3月31日までの日数から当該期間における名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、7時間45分を乗じて得た時間（小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。）をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。